

収入
印紙

(一般用)

出版契約書

○

著作者名

書名

上記著作物を書籍として出版することについて、

著作権者 を甲とし、

出版者 を乙とし、

両者の間に次のとおり契約する。

年月日

○

甲(著作権者)

住所

氏名

印

乙(出版権者)

住所

名称

氏名

印

- 第 1 条（出版権の設定）** 甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の出版権を乙に対して設定する。
2. 前項の出版権の設定により、乙は、本著作物の複製ならびに頒布の権利を専有する。
- 第 2 条（出版権の存続期間）** 本著作物の出版権は、第25条および第26条に定めるこの契約の有効期間中存続する。
- 第 3 条（排他的使用）** 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載あるいは出版し、または本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版しあるいは他人をして出版させない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他に出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。
- 第 4 条（出版権の登録）** 乙は、本著作物の出版権の設定を登録することができる。
- 第 5 条（内容の責任）** 甲が、本著作物の内容により、他人の著作権を侵害し、または名誉毀損その他の問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負わなければならぬ。
- 第 6 条（校正の責任）** 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に協力を求めることができる。
- 第 7 条（出版の責任）** 乙は、本著作物の複製ならびに頒布の責任を負う。
- 第 8 条（費用の分担）** 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。
2. 甲の指示する修正・増減によって、通常の製版費用を超えた場合には、乙は、その超過額の一部または全部を甲に請求することができる。
- 第 9 条（原稿等の引渡し）** 甲は、 年 月 日までに本著作物の完全な原稿を乙に引渡す。
2. 甲は、原稿に付属する原図・原画・写真などを甲の責任において作成または収集し、原稿とともに乙に引渡す。
- 第 10 条（著作者人格権の尊重）** 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。
- 第 11 条（定価・造本・部数等）** 乙は、本著作物の定価・造本・発行部数・増刷の時期および宣伝・販売の方法を決定する。

第12条（発行期日）乙は、原稿の引渡しを受けた後 カ月以内に本著作物を発行する。ただし、やむをえない事情があるときは、甲乙協議のうえ、その期日を変更することができる。

第13条（◎表示）乙は、必要がある場合には、甲の権利保全のために所定の位置に◎の表示をすることができる。

第14条（著作権使用料）乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

部数1部ごとに、定価の %に相当する金額

第15条（著作権使用料の支払）前条の著作権使用料の支払は次のとおりとする。
支払の方法

支払の時期

第16条（贈呈部数等）乙は、初版第1刷の際に 部、増刷に際してはそのつど部を甲に贈呈する。

2. 甲は、第14条の規定にかかわらず、納本・贈呈・批評・宣伝・業務などに使用する分として、初版第1刷に際し 部について著作権使用料を免除する。

第17条（発行部数の報告）乙は、本著作物の発行部数を証するため、甲に対し製本のつどその部数を報告する。甲の申出があった場合には、乙は、その証拠となる書類の閲覧に応ずる。

第18条（改訂版・増補版）本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。

第19条（二次的使用）この契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト・演劇・映画・放送・録音・録画など二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的な条件について甲と協議のうえ決定する。

第20条（全集その他の編集物への収録）甲は、この契約の有効期間中に、本著作物を甲の著作集・全集・選集などに収録して出版するときには、あらかじめ乙の承諾をえなければならない。

第21条（出版権消滅後の頒布）乙は、出版権消滅の後も本著作物の在庫を頒布することができる。

第22条（著作権または出版権の譲渡・販入）甲または乙が、著作権または出版権の全部もしくは一部を第三者に譲渡または販入れしようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とする。

第23条（災害等の場合の処置）地震・水害・火災その他不可抗力により本著作物に関して損害を受けたときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。

第24条（契約の解除）甲または乙が、この契約に定めた事項に違反したときは、相手方はこの契約を解除することができ、損害を受けたときは損害賠償の請求ができる。

2. 乙は、天災その他不可抗力により、または乙の資に帰せられない重要な事情の変更により、本著作物の複製または継続出版が著しく困難になったときは、この契約を解除することができる。

第25条（契約の有効期間）この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満 カ年間とする。

第26条（契約の自動更新）この契約は、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いづれかから文書をもって廃棄の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を カ年ずつ延長する。

第27条（契約内容の変更）この契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

第28条（契約の尊重）甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文 通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。